

熊本県多重債務者対策庁内担当省会議設置要領

(設置)

第1条 多重債務問題の深刻化に伴い、庁内関係各課相互が連携し、庁内の多重債務者対策の円滑な推進を図ることを目的として、熊本県多重債務者対策庁内担当省会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について協議、検討する。

- ア 多重債務者対策に関する情報共有
- イ 多重債務者対策に関しての庁内の連携のあり方
- ウ 県としての多重債務者対策の取組

(組織)

第3条 会議は、消費生活課担当班長及び別表の庁内各課の担当班長をもって組織する。

2 会長は、消費生活課担当班長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、熊本県環境生活部県民生活局消費生活課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成19年8月30日から施行する。

附則

この要領は、平成22年5月12日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月5日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月21日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月21日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

部局等		課
総務部	総務私学局	私学振興課
	市町村・税務局	市町村課
		税務課
健康福祉部	長寿社会局	社会福祉課
	子ども・障がい福祉局	子ども家庭福祉課
		障がい者支援課
商工労働部	商工雇用創生局	商工振興金融課
		労働雇用創生課
土木部	建築住宅局	住宅課
教育庁	県立学校教育局	高校教育課
	市町村教育局	義務教育課
環境生活部	県民生活局	消費生活課